

議案第 6 9 号

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 8 月 2 5 日 提出

北名古屋市 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市片場新町児童遊園を廃止するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表中北名古屋市片場新町児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。